

栄村農業委員募集要項

令和2年7月20日に栄村長から任命を受けた栄村農業委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となることから、下記の通り、次期農業委員を募集します。

1 職務内容

農業委員会総会への出席、農地法に伴う農地の権利移動や転用等に係る許認可業務及び、農業に関する地域への話合いの参加や個別相談対応、「農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に関する指針」の作成・変更、それらに伴う調査等。

2 任期

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）

3 募集人数

10人

4 身分及び報酬

栄村の非常勤特別職

月額	会長	28,000円
	会長代理	18,200円
	委員	15,500円

5 推薦を受ける者、及び応募できる者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、農業委員の選任時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として村内に住所を有する者
- (2) 他の法律で兼職が禁じられていない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 推薦及び応募に係る手続き等

所定の推薦調書、及び応募書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または持参により提出。

(1) 提出書類

- ①地区または農業者等が推薦する場合（様式1号 その1）
- ②法人または団体が推薦する場合（様式1号 その2）
- ③応募の場合（様式2号）

※①～③に係る添付書類

- ・推薦を受けるもの又は応募者が認定農業者等である場合は、認定農業者等であることを証する書類の写し

(2) 推薦調書又は応募書の入手方法

栄村役場農政課農林係及び秋山支所で直接入手するか村ホームページからダウンロード。

(3) 提出先

〒389-2792 長野県下水内郡栄村大字北信3433番地
栄村役場農政課農林係

7 募集・受付期間

令和5年3月14日（火）から令和5年4月10日（月）まで

※持参する場合は、土曜日・日曜日・祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分の間に提出。

8 情報の公表

推薦をした者、推薦を受けた者、及び応募した者に関する情報は、募集期間の中間及び期間の終了後に、栄村のホームページで公表します。

公表内容については以下のとおりです。

- (1) 推薦をした者の氏名、職業、年齢及び性別（推薦をした者が法人又は団体である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該法人又は団体の性格を明らかにする事項）
- (2) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者が認定農業者等であるか否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受けた者又は応募した者が、法第19条第1項の規定により農地利用最適化推進委員として推薦を受け、又は応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数
- (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

9 選考方法

推薦を受けた者、また応募した者について、提出された書類に基づき、資格の審査及び選考を行い、議会の同意を得て、農業委員に任命する。

10 選考結果

選考結果は6月下旬に推薦を受けた者、応募した者全員に文書で通知。

また、栄村農業委員に任命された者は、氏名等を栄村ホームページで公表。

11 その他

- (1) 農業委員に推薦又は応募をされた方は、農地利用最適化推進委員にも推薦又は応募できますが、両委員を兼ねることはできません。
- (2) 選定にあたって、追加の書類や説明を求めることがあります。
- (3) 提出書類は返却いたしません。

12 問い合わせ先

〒389 - 2792 長野県下水内郡栄村大字北信3433番地
栄村役場 農政課 農林係内 農業委員会事務局
電話 0269-87-3113 (直通)